

Title	保育所における保育士意思決定:宮城県名取市閑上保育所の東日本大震災避難事例に学ぶ
Author(s)	田澤, 薫 佐竹, 悦子
Citation	聖学院大学論叢, 第 27 巻第 2 号,2015:15 -28
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5214
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

保育所における保育士意思決定

——宮城県名取市閑上保育所の東日本大震災避難事例に学ぶ——

田澤 薫*・佐竹悦子**

抄 録

2011年3月11日の東日本大震災において、津波の被害を受けて流出した名取市閑上保育所は、全員が避難をして無事だった。閑上保育所では、実際の子どもたちの状況を勘案しながら津波を想定した避難マニュアルを検討しなおし、避難経路、避難場所、避難方法等を全面的に変更していた。また、避難、避難所での生活、新しい保育所への異動の場面でも、子どもへの配慮は保育士の指導計画立案の知見と専門性に支えられていた。

この論文では、閑上保育所の避難事例に学びながら、場面ごとの保育士による意思決定の構造を探った。

キーワード：保育所、保育士、東日本大震災、津波、閑上保育所

1. 問題の所在

1947年に児童福祉法が成立するとともに制度化された保育所は、児童福祉施設の一つとして公費による保育を実施してきた⁽¹⁾。設置主体が地方公共団体であるか社会福祉法人であるかによらず、保育所における保育は社会福祉政策の一部として公共性をもって展開されてきた。つまり、児童福祉法成立以降の日本の保育所保育制度は、厚生省、次いで厚生労働省が公示する保育所保育指針に沿った保育を、保母・保育士の資格を有した専門職員が、国が定めた最低基準が遵守された施設において、やはり国が定めた保育単価を経費とした実践を行うことで、公的に水準を保障された保育実践を提供してきたのである。

しかしながら、この状況は、児童福祉法成立以前の保育・託児が、ほとんど民間事業によって担われてきたことを思うと、決して自然な流れによるものではないことが明らかである。よく知られているように、日本の戦後改革を主導したGHQが示した社会福祉の指針により公費の民間団体へ

*人間福祉学部・児童学科 **美田園わかば幼稚園，（前名取市閑上保育所）

論文受理日 2014年11月18日

補助が厳しく制限されたため、ほとんどが民間事業によって担われていた社会福祉施設実践は、「措置」制度のもとで「措置費」の支弁を受けることで、辛うじて、従来に近い実践環境を保持しようとした⁽²⁾。従来は、それぞれの理念や事情—宗教的基盤、教育基盤、思想的基盤、施設ごとの経験則等—に沿ってなされていた保育の実践も、保育内容の指針が国から示され、運営費用も措置費であるがために用途が方向づけられるといった窮屈さを強いられることになった。

著者のうち田澤は、70年に近い保育所の歴史のなかで乳幼児自身の主体的な育ちの支援としての意味を読み込んだ「保育」が、保育者独自の模索のなかから成立してきたあり様を制度史と実践史の双方の検討から読み解く作業に取り組んでいる。その検討のなかで、児童福祉法下の保育制度は、「公的」事業としての制度的側面と、対象とする乳幼児と子育て家庭の個別性・即時性に添うという実践的側面の双方から成り立ち、双方をつなぐものとして保育者の意思決定と判断プロセスが重要な鍵を握っているに相違ないという仮説を持つに至った。

いま一人の著者である佐竹は、2011年3月11日、東日本大震災における津波の被害を受けた沿岸に位置しながら一人の犠牲者も出さなかった名取市閑上保育所の所長であった。佐竹の実践は、災害以前・災害時・災害後の保育士の意思決定が、田澤の仮説を裏付けるものであることを示している。

そこで本論文では、名取市閑上保育所の所長として被災を乗り切った佐竹の実践⁽³⁾を分析する方法から、保育所保育における乳幼児の主体的な育ちを支える保育実践を可能にする、保育士の意思決定について整理したい。

2. 事例保育所の概要

名取市閑上保育所（宮城県名取市閑上6-25-6、定員60名：1～2歳18名・3～5歳42名、1歳以上受入）は、1956年6月、現在の日和山集会所に名取市最初の保育所として開所した。付近は埋め立て地で、漁港が栄えるとともに閑上の町が広がっていった。その時期にあたる1972年に、閑上漁港と貞山運河の間に位置する2011年被災当時の場所に移転した。保育所保育方針は、生きる力を持った子どもを育てる。保育所保育目標は「明るく優しい素直な子・自分で考えて行動できる子」である。

保育所は海岸線からほど近いが、保育所よりさらに海岸線寄りに保育所駐車場があった。保育所駐車場の先に堤防はなく、駐車場からは海が直接に見える。

所長であった佐竹は、地元の保育者養成短期大学を卒業後、保育士（当時は保母）として名取市に入職し、以来、現場保育職一筋に公務員として勤務をしてきた。市内の公立保育所長を歴任した後、市母子通園施設長を務め、定年まで3年を残した最後の任地として閑上保育所に2008年度に着任した。2012年3月末日をもって定年退職する予定だった。

2011年3月11日の津波によって閑上保育所は流出し、建物は全く何も残らなかった。

3. 避難事例の概要

2011年3月11日、東日本大震災発生当時、私有車を運転して閑上公民館まで公務で出かけていた佐竹は、帰途についたところで地震に遭い、揺れが激しく運転できないので一時停車し、4分位後に大きな揺れが収まったところでエンジンがかかったので自走して、2分程度で保育所に到着をした。途中の道路は液状化し、地下水があふれていた。橋を渡る時、貞山運河の水がすくなかったことが印象に残った。

保育所玄関前に車を停めて、建物に入った時に左端の角は地盤陥没していた。当日出席していた全児童54名は所庭にブルーシートを敷いた上に固まっていた。庭も液状化し水が染み出てきたのでシートを敷かずには子どもたちを集合させられなかったという。午睡時間中だったためパジャマ姿だったが、緊張で寒さを感じていない様子だった。大きな揺れでもほとんどの子どもたちは目覚めず、ドアを全開して避難路確保したのちに、起こされて寝ぼけていた子どもたちに布団をかぶせ、揺れが収まったところで建物から退出したという。

すでに全員の無事が確認されており、佐竹は「すぐに逃げます。車を持って来てください。小学校で会いましょう」という3つの指示を出し、保育者はそれぞれが動いた。この時10人の職員がいたが、5人が海辺の駐車場に私有車を取りに走り、5人が残って子どもについた。

最初に戻ってきたワゴンタイプの大型車には高齢児15人を乗せて、2人の保育士がついた。軽自動車には1歳児6人がクラスで乗車し、保育士がついた。3歳未満児を対象とした小規模クラスの児童は、大勢のなかや高齢児のなかでは不安が大きくなるので、クラスごとの移動を心掛け、小さい子どもだけの集団が守られるように配慮した。高齢児は大人数の集団の方が、避難先についてからの指示もしやすいと考えた。

佐竹は、全員の避難を見送った後に緊急連絡網と児童台帳を取りに建物に戻った。事務室内キャビネットは、全く開かない状態だったので蹴飛ばして壊した。保育所を出る時に、「ひょっとしてここに迎えに来る人がいるかもしれない」と思いつき、紙とマジックを取りに戻った。揺れているので字が書けなかった。ようやく「小学校にいます」と書いて、揺れを堪えながら何とか貼り付けて出発した。子どもたちよりは、10分程度遅かったと思われる。

防災無線は保育所に設置されていたが、津波が来ること等の放送はなかった。後でわかったことによると、市役所にある本体が壊れてしまっていた。

小学校に向かう途中ですれ違った消防自動車が「津波が来ます」「逃げてください」と呼び掛けていた。また、消防団員が一生懸命連絡をして歩いているのにも出会った。自分も、見かけた近所の高齢者に「乗ってえ」と声を掛けたが、「大丈夫だあ、自転車で行くからあ」と乗らなかった。「だ

めよ、逃げないとだめよ」と言っても、いま奥さんを迎えに行くとか、おばあちゃん迎えに行ってくるからの理由と共に「後すぐ行く」と断られた。「じゃあ、すぐ来てね」と別れたが、皆、被災された。

閑上保育所の全員は、津波到来の30分前には名取市閑上小学校に到着した。移動時間は10分足らずだった。

津波到来時には小学校の屋上に避難していた。砂嵐のような真っ黒い流れがガーッと押し寄せた。家や車を全部のみ込んで、五叉路を横切って渋滞していた車、逃げ切れなかった人を全部のみ込んで来た。屋上から見下ろしているとどんどん水かさが増し、全てが一時見えなくなる。化学消防自動車ぐるんぐるんぐるんぐるんと回っていた。保育所の子どもたちはパジャマのまま保育士たちに伴われたり背負われたりしてまわりを大人に囲まれており、津波の押し寄せる様子を見ていない。

そのうち降雪が始まり、凍え死ぬか津波で死ぬかの判断を迫られるほどの寒気が襲ってきた。佐竹が「いいよ建物内に戻る決断を行い、「中に入ります」「よけてください」と周囲に呼び掛け始めた途端、屋上の避難者皆が我先にと建物に入り始め、保育所の子どもたちは押し退けられて最後になった⁽⁴⁾。

L字型校舎の一番端に一つだけ離れてあった教室に、保育所から避難してきた全員が入った。佐竹は校長と教頭に「保育所が避難してきています」「向こうの部屋にいます」と挨拶しておいたが、この教室には小学校関係者がいなかったために、配給物も伝達も到来しなかった⁽⁵⁾。そのため、暖房が入った音楽室で暖を取る順番も、翌朝に自衛隊から届いた日本赤十字社支援物資の毛布・食糧も、保育所の乳幼児には届かなかった。翌12日、小学校教諭が、保護者の迎えがなく引き渡しができなかった児童を連れて、「そういえば保育所に妹がいる」と児童の委託を依頼しに初めて訪ねて来たのが、小学校側からの唯一の接触だった。

毛布が配布されていることに気づき、慌てて職員室に交渉に行ったところ、「中学校用に来ている毛布がある。でも水が引かないので、中学校にはきつと届けられないでしょう。だから、これ使ってくださいよ」と中学校用支援物資を渡してもらえた。それで初めて子どもたちを包むことができた。

翌12日の朝、学校の裏手からバスに乗って市が開設した避難所に向かうことになった。保護者のお迎えを受けた子どもたちもいたので人数が減り、この時、保育所児童は18名になっていた。水は引いたというものの地面はヘドロに覆われ、ビニール袋で靴を覆う必要があったが、それも保育所には配布が遅れ、バスに乗り込む順番も遅かったため、避難も閑上地区から一番遠い名取市館腰小学校となった。

館腰小学校では、体育館の中で子どもたちの場所の確保に努めた。なるべく端で、発達障害児がパニックを起さずにすむように段ボールを集めてカームダウンエリアを設置できるように配慮を

した。しかし、避難者は1,200人という大人数であったので落ち着かず、小学校隣の児童センターに「保育所の子どもをここに避難させてもらえないか」と交渉し、市役所社会福祉課に「保護者が迎えに来るまでの間だけでいいのでこっちに避難をさせてほしい。食料とかはこっちに保育所の子ども何名分・大人何名分を届けてほしい」と連絡をとった。すぐに館腰小学校体育館から児童センターに移動し、保護者の迎えがまだなく残っていた幼児2名と小学生の姉妹2名をそこで保育をしながら保護者を待ち、帰っていった。

児童、職員、全員が無事だった。



図：東日本大震災津波被災時に関上保育所がとった避難経路（太線①→③に避難）

- ① 関上保育所
- ② 関上保育所の駐車場
- ③ 関上小学校
- ▲市営住宅日和山団地
- ▲関上公民館
- ▲関上中学校
- ▲五叉路

4. 「災害時避難マニュアル」をめぐる判断

名取市の沿岸部は、大地震に伴う津波の被害が畏られる地域であることから、津波を想定した避難マニュアルは佐竹の着任前からすでに策定されていた。また、津波の被害から逃れるための高所の避難所も指定されていた。市全体で危機管理意識は高く、保育所では毎月の避難訓練を様々な災害状況を仮定して行っており、年に2回は、消防署職員が所長・主任・保育士の行動に張りつき

で査察するなかでの訓練も実施していた。ところが、旧来のマニュアルがそのまま遵守されていたら、全員の被災は免れなかった。つまり、閉上保育所全員が無事という結果を生んだのは、実は、公的な行動指標を改訂することも含めた現場保育士の判断だったのである。

どこで、どのような根拠をもってどのような判断がなされたかを、順を追って整理することで、判断に際した保育士の価値基準を明らかにしたい。

① 避難マニュアルで指定された避難所の不備に気付く

名取市消防本部閉上出張所から情報提供を受けた地域での津波訓練に、勤務時間外にもかかわらず、所長に着任した佐竹の指示で全職員が参加したことから、既存の災害時避難マニュアルの不備に気付くきっかけを得た。津波訓練は年に1度日曜日に児童公園横の駐車場で町内の住民たちによって実施されるもので、公立保育所保育士にとっては勤務日ではないため、それまでは閉上保育所職員は参加していなかった。当日の会場には、85年前に3~5mの津波が閉上地区に来ていることを示す白黒写真が一枚展示されていた。それを見て「津波って、ひょっとしてすごい怖いかもしれない」と佐竹は考えた。

当時の防災マニュアルにおいては、津波災害時の避難場所は、児童公園向かいの3階建てのアパート（市営住宅日和山団地）だった。訓練の帰りに「ちょっとこのアパートも確認しようよ」と、皆で避難所として考えられていたアパートを視察した。

3階部分に避難所があるアパートは、5段上ると踊場があつてまた5段上り、5段上つてまた5段上りといった狭い階段が設けられ、たどり着いた3階には外ベランダ等の通しスペースはなく、階段の両方が個人宅という構造だった。つまり、災害発生時に階段両方の個人宅が留守であれば、3階の足場のようなわずかなスペースしかなく、60人は避難しきれない。1棟に階段は4か所あるが、乳幼児を4つの集団に分けるのは子どもたちの不安が大きく、職員同士も連絡・指示が通りにくくなる。職員間で「これじゃ、ちょっと危険だね」「ここやっぱちょっとまずいんじゃない」という意見が聞かれた。

② 独自の避難所選択

そこで自然に、避難先の模索が始まった。

職員の話し合いの際に、まず候補として出されたのが、保育所から1km内陸方面にある公民館と中学校だった。しかし、公民館付近に、1994年9月22日に名取川水系増田川の豪雨災害時の洪水が達した高さを記す道標が立っており、それが大人の身長ほどの高さがあったため、2階建ての公民館では安全が確保されないと考えて公民館は候補から外した。中学校については、保育所の乳幼児にとって行ったことのない初めての場所であること、中学校が比較的街の中心部に位置するため大勢の避難者が見込まれ、発達障害児にとってはパニックを誘発する厳しい環境となることが予想

されたので断念した。

次に候補として挙がったのが、閑上小学校だった。

③ 避難経路の決定と試行

閑上保育所から閑上小学校までは2kmの距離である。乳幼児60人の集団では徒歩による避難は不可能である。そこで佐竹は、避難時には、職員が私有車に乳幼児を分散乗車させて避難することを、職員間で共通認識とした。

また幹線道路を利用したアクセスでは、小学校の前に、平時より信号が複雑で渋滞を招きやすい五叉路があり、特に災害発生時には渋滞に巻き込まれることが予想されたため、そこを避け農道を通ることが取り決められていた⁽⁶⁾。

こうして閑上小学校を津波災害時の避難先と想定した避難マニュアルを作成し、消防本部に提出するとともに全職員で読み合わせを行い、個別に私有車で試走も行い互いに報告があった⁽⁷⁾。

5. 保育士による判断の基準

保育士資格が児童福祉法に明記されるようになり（児童福祉法一部改正，平成15年11月29日）国家資格化されたとともに、名称独占資格（児童福祉法18条の23）として厳格な登録制度が敷かれるようになった。保育士は、公共性の高い保育事業の一端を担う者として組織の意思決定のなかで勤務する存在である。その一方で、「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」（児童福祉法18条の4）目的で、文字通り臨機応変にその時々判断して言動をとることが求められる。法でいう「専門的知識及び技術」（児童福祉法18条の4）は、そうした判断の拠り所ともされるだろうが、一人ひとりの保育士のなかにこれらが具体的な基準として存在しなくては、事例のような非常事態で乳幼児を守ることは難しい。

上記にみてきたような判断と行動を支える基準となったのは、何だったのだろうか。ここでは閑上保育所の事例を検証するなかで、整理をしていきたい。

① 保育指導計画立案の手法

先にみてきたとおり、閑上保育所においては既存のマニュアルへの疑問、新しい避難場所の選定、避難経路の模索と選定、避難方法の相談等の各場面において、当該年度に在籍している児童60名に照らして、その乳幼児集団が避難し避難生活を送る具体的場面を想定し、各年齢のクラスのメンバー一人ひとりを思い浮かべ、各クラスの人数と各児の発達状況が考慮された。

どのクラスがどのような反応を示すだろう、このクラスはこのくらい動けるだろう、どのクラスの誰が不安でいられないだろう、またそれに影響されるのは誰と誰だろうなどの、具体的な状況を

想定したうえで保育者の働きかけの効果を予想する方法論は、日々の保育計画を立案する際の手法そのものである。

避難先でも、子どもたちの将来にわたる心的外傷を防止する意識から、津波が家や人や車をのみ込んで流れてくる様子子どもたちに見せてはいけないという判断があり、円陣をくんで手遊びや歌遊びで互いの顔を見続けられるような保育活動を続けて過ごした。

同じ年齢集団でも、集団の児童メンバーが異なり保育者が異なれば、実施可能な保育計画は異なり、有効性の高い保育計画はなおさら異なる⁸⁾。

避難時における自動車、ましてや私有車の使用が予め想定されていたことに対しても異論は起こり得る。しかしながら、その点についても、「乳幼児の視点に立って」保育計画としての避難計画の実効性を検証すると迷いは生じ得ない。

全国保育士会保育士倫理綱領が「私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます」(第1条)と謳うとおり、保育の基本は乳幼児の最善の利益を第一優先とすることである。通常の保育活動のなかで考慮されている職場内での組織秩序を保持するための規則も、非常事態においては「子どもの最善の利益を第一に考える」保育原則の前に全く無力化することは、保育士には自明のことである。

② 配置保育士の責任範囲への視点

言うまでもなく、理念だけでは、「子どもの最善の利益を第一に考える」判断は行えても、実践は不可能である。その実効性を担保したのが、配置保育士の業務量と責任範囲を計画段階から明確にしている点だと考えられる。

a) 保育所の制度は、保育の実施が「措置」によらなくなった今日においても、保育要件を満たす乳幼児を対象に公的責任で保育を実施するという基本構造を変えていない。この保育の実施体を支えるのが、保育所運営に関わる最低基準である。現行の基準では、保育士は、ゼロ歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4・5歳に30人につき1人が配置され、これに加えて自治体ごとに基準を設けて障害児等配慮を必要とする乳幼児に対する「加配」(加増配置)保育士がおかれる。ゼロ歳で入所した児童の6年間保育を保障するとともに、各年度での新たな保育要求に応えられるような各年齢定員が設けられていることから、一般に閑上保育所のような1歳以上60人定員規模の保育所であれば、1・2歳児に保育士3人(児童定員15名)、3・4・5歳児に保育士3人(児童定員45名程度)を配置し、ほかに主任保育士、所長が保育士である。他職種としては、給食調理員、用務職員等が配置されている。

また、閑上保育所のような公立保育所で勤務する保育士は、その自治体の公務員試験に合格した公務員としての「正職」(正規職員)と、年度ごとの募集に応じた「臨職」(臨時職員)からなっている。

b) 職員の状況

当時の閑上保育所には、幼い子どもの母親である保育士は正職にはいなかった。そのため保育所の子どもたちのことを最優先して考えられる状況の職員だった。また正職でない職員は全員、次の日に帰宅させ、正職対応とした。

2010年度の正職は、先に述べたとおり全員が非番の日曜日に手弁当で地域の避難訓練に参加し、後述のとおり障害児保育の勉強会で自主的に学ぶ職員集団であった。佐竹の着任初年に佐竹の主張する障害児保育を受容したのは、以前に別の保育所で佐竹のもとで障害児保育経験のある保育士一人だけであった。2年目には、もう一人の保育士が障害児保育を勉強し、障害児に向き合う実践で手応えを得るようになった。その姿に他の職員が接するなかで、学習を積むことで保育に苦しまず「保育が楽になる」という実感が広がり、そのことにより3年目に正職全員で勉強会に出席する空気が醸成された。

主任保育士については、佐竹は日頃から、技術主幹としての特別給を受ける分「問われた時に正しい回答ができない主任なんか要らない」と公言し、学習する姿勢を求めた。

佐竹は、特別支援学校教員やカウンセラー等を講師に招いて、勤務時間後に夜の勉強会を開催することがよくあった。予算はなく、佐竹のポケットマネーからの支出であったが、「ひいては子どもに返ること」「子どもの命の安全に係ることで最終的には（今回の大震災時のように）市が、保育所が、所長が助けられる」「有事に際し評価としては所長が問われるが、実は保育士一人ひとりの動きにかかっている」として、その必要性を深く認識していた。

以上のような所長職からの意識的な呼び掛けに応じて、保育所で働く保育士が、それぞれの立場・職域と求められる役割を日頃から自覚していた。

③ 児童特性への視点—たとえば障害児保育

a) マニュアル作成段階での配慮

閑上保育所は、障害児については「中程度の障害を有し、集団保育可能な3歳以上児の保育」を実施している保育所である。2010年度は60名定員のなかに4人の発達障害児が在籍しており、中程度で比較的障害の重い幼児だった。大勢集まる場所は苦手で不安のためにパニックを起こすおそれがあり、目を離したすきに危険が起こることが心配された。そこで、災害時には、発達障害児がパニック症状を起こすことで他児の不安要素を増大させることが危惧された。

その認識は、災害時避難マニュアルに規定されていた避難所に関して「いまの閑上保育所の子どもたちには合わない」と判断する決定打となった。また、避難先を吟味するなかで、公民館と中学校を候補から外す根拠ともなった。

b) 被災後の配慮

障害児保育の視点からの判断は、震災直後対応を超えて新年度の保育に生かされた。閉所を余儀

なくされた閑上保育所の在所児童は、名取市内の公立保育所に分散入所となった。一方で、(所長を除く)閑上保育所の保育士は、佐竹が市役所の担当に交渉することで、子どもたちが分散入所した保育所に配属された。発達障害児のいる保育所にはその幼児担当の保育士、配慮を要する児童のいるところにはこの保育士という融通をきかせることができた。

この配慮は、子どもたちが保育所生活においては比較的順調に日常を再開させることに奏功した。一例を挙げれば、発達障害のある児童は、閑上保育所で当該児を担当していた保育士とともに市内のある保育所に入所が決まった後、正式の登所日より前に、新しい保育所の所長と担当保育士だけが待つ保育所を保護者とともに訪れた。以前からの担当保育者と一緒に「今度はここに来るんだよ」と伝え、段階を踏んで保育を進めていった。受け入れ保育所の保育士たちの理解も得られ、ホールに段ボールで仕切ったカムダウンエリアを設けて本児が慣れるまでは他児はホールの使用を遠慮し、本児が気持ちの落ち着かない時に一時そこへ逃避したり、午睡後の目覚めの時間帯をそこでゆったり過ごしたりできる生活リズムが守られた。

c) 障害児保育を判断基盤とする背景

このような継続的な手厚い障害児対応が所長の思惑だけでなく職員にも受容された背景として、閑上保育所の職員が全員で発達障害児の勉強を行っていたことが挙げられる。

名取市では「障害児保育」枠の入所は3歳児からとなっている。そのため、3歳未満児で障害の診断がついている児童の保育所入所は認めてこなかった。しかし、保育現場の実感からすれば、目の前には発達障害が気になる児童が現実にはいた。

佐竹が閑上保育所に着任した当初、「多動で人の話は全く聞かない、他児と一緒に行動できない、乱暴」といわれる幼児がいた。注意して様子を見ていたところ発達障害があるだろうと思われたので、4月の所内の保育会議で発題したところ、連日のように他児を傷つけるので連絡帳で知らせ送迎時にも訴えているが、祖母が送迎を担当しているために保育士は父母とは直接に話ができず、祖母も保育士を避けて逃げるように帰ってしまう、という子育て支援の面でも課題のある状況が明らかになった。

佐竹は、この時、保育士たちに「私が思うに間違っているよ、あなた方の保育」と話した。そして、本児は自分たちとは情報の入力方法が異なるため、言葉で一斉に指示を出す方法ではなく、目で見せて個別に伝達することで、保育者が発信する声を雑音と認識せずに受け入れることができると思うと説明した。早速、保育室の端にコーナーを設け、落ち着いた空間での1対1の関わりを持つようにした。この効果はすぐに現れた。「話をよく聞くことができる、理解力がない訳ではない、聞こうとすれば指示を受け止めて動くことができる」という本児の姿を、保育士たちは認識しなおした。

本児が落ち着いた頃に祖母と佐竹が話す機会があり、そこで祖母の辛かった思いが受け止められたことから母親・父親との面談につながり、「ご家族が子育てで困っているとすれば、本人の困り事

はもっと多いはず」と伝えることができた。仕事を辞めて自分で子どもをみれば障害が治ると家族から責められていた母親には、「(本児の) 持って生まれた個性はそのままずっと持っていく。ただ、それが人と関わりやすくなるか、関わりにくくなるかは、これから私たちが関わっていくなかで彼に伝えていくことだと思う。だから、保育所にいた方がいい」と話し、母親の就労と共に本児の保育所利用が継続されるように勧めた。

この体験が契機となり、発達障害児保育の研修会（年に6回、日曜日丸1日）に誘ったところ、正職全員が自費で休日返上のうえ通った。保育所として出張扱いにすることはできず、交通費さえ支給できなかったが、「子どもたちの困り事をなくするのが私たち保育士の仕事だとしたら、このことを覚えたらどんな子どもでも OK だよ」「自分の引き出しがどれだけかであるかで、子どもにとってその先生と出会えたことの価値は大きく変わる。あの人でよかったって言われる先生になろうよ」という佐竹の呼び掛けに職員は自主的に応えた。この学習経験が、「障がいの特性も学びながら、みんなが協力しあって、わかっているなかで対応できたっていうのは、すごく心強かったですし、有難く思いました」と職員が述懐しているように、その場での自らの職員集団に対する自信として被災時の保育士たちを支えた⁽⁹⁾。

6. おわりに

名取市関上保育所という、ある公立保育所が大きな災害に見舞われたことで、公的保育制度のなかで保育を行っていた保育士たちの実践の様相が浮き彫りになった。そこから示されたのは、保育士たちが法のいうところの「児童の保育」を完遂し得たのは、彼らが日常的に「専門的知識及び技術」を駆使して、公的に方向づけられたものを在籍児童一人ひとりの現状に照らして検証しながら精査する作業を、所長、主任、クラス担任、障害児担当保育士のそれぞれの職場における役割に応じて、あるいは所長、技術主幹、正規職員、臨時職員のそれぞれの立場に応じて取り組んでいたことであった。つまり、保育は、公的保育所にあっても、公的制度による行政指導と方向性そのまま形成されるものではなく、対象者の個性と即時性に添いながら常に形態を変容させる実践であることが明確に示された。そこには、本事例を通して整理してきたとおり、保育に従事する保育士各人の意思決定が不可欠である。

一方で、70年近くに及ぶ保育所制度のなかで培われた保育所内の職員組織の構造は、日常から明確な指示系統を形作っており、それが非常時において一層の効力を発揮しやすい⁽¹⁰⁾ 点も明らかであった。

市の災害マニュアルを保育士たちが修正策定する際に、自ずと保育指導計画立案の手法がとられ、そのなかで障害児をはじめとする児童特性への配慮が盛り込まれた点は、災害に対する避難マニュアルが、保育士にとっては保育活動から切り離されたものになり得ないことを示している。保育所

の乳幼児にとって、避難もまた生活の延長に過ぎず、非日常としての切り離しは難しい。そうした乳幼児特有の事情を、修正マニュアルの策定を通して代弁した実践事例であったとみることができるだろう。

さらに、本論では注記で触れたに過ぎないが、公的な福祉従事者である保育士に寄せられる社会的信頼が高いことに加え、地域における保育所の施設長への信頼感は非常時においては特に顕著であった。避難所において、児童を全員降所させた後の保育士たちが避難所運営のために果たした役割は大きい。ここでも、所長はもとより一人ひとりの保育士による意思決定の重みが指摘されよう。本来の保育実践の枠を超えた社会的な影響に及ぶまでを整理してはじめて、私たちの社会における保育士という存在が明らかにされるであろうことを考慮すれば、この検討は次の課題としたい。

注

- (1) 2014年度現在において、いわゆる保育料は、保育の実施主体である地方公共団体が、社会福祉の受益者負担の原則と応能負担の原則に則り経費の一部を利用者から徴収しているに過ぎず、納められた保育料がそのまま保育所運営費用として使われるわけではない。
- (2) 田澤薫「幼保一元化の可能性に関する史的検討」日本保育学会 保育学研究 49-1 2011 18-28
田澤薫「幼保一元化と保育の公的責任の歴史：保育制度の改革に保育学はどうかかわるか（〈テーマ〉保育制度の改革に保育学はどうかかわるか、2. 保育フォーラム、第3部 保育の歩み（その2））」日本保育学会 保育学研究 50-3 2012 369-371
田澤薫「保育の制度変革をめぐる史的検討：児童福祉法における措置制度と公的責任論を手がかりとして」聖学院論叢 26-1 2013 15-28
- (3) 2012年3月18日に佐竹を語り手に田澤を聞き手とした関上保育所の実践を録音し、それを記録として起こしたものをもとに、2012年9月13日、2014年10月29日に両名で内容の確認、検討・分析を行った。
- (4) 結局、建物内に入れたのは保育所の子どもたちが最後となった。その際、佐竹は職員に「何考えてんの。人を押し分けても子どもを先に連れて来なかったら、命守れることにならないでしょう」と激しく怒りをぶつけ、後で悔やむことになる。
地域住民にも地域の保育所長の言葉は重みをもったと考えられる。すでに小学校の児童は3階の教室に分散し各教室に教員がついていたこともあり、地域からの避難者に対して小学校の教職員からの指示は出されていなかった。
- (5) 後日、小学校校長と話した際、「実は私、すごく校長先生を恨んだんですよ」と伝えたところ、「[反省]に[全教室を見回る]という項目を加える」と詫げられた。当日は、小学校の児童全員の安否確認をただけだったというが、「反省」点として報告書に記載されることで、将来への蓄積となる。
- (6) 実際に大震災発生時にも、地震のために通行中のタンクローリー車が他車を下敷きに横転し、五叉路は上下線とも不通となった。
- (7) しかし、最初に出発した1台だけが取り決め内容を失念しており、別の道路を通って避難したことが、後から判明したという。情報を共有していたはずの保育士の二人ともが、吟味して決定した避難経路を非常時に想起できなかったことは、徹底した避難計画・訓練の必要性を裏付ける。
- (8) そのため、その時の保育所現場の状況を踏まえて、年度ごとの避難マニュアルを保育計画立案とともに策定することが望ましい。
- (9) 震災当日に関上保育所で勤務していた関ひろ子保育士は、インタビューに応じて次のように

語っている。「みんなで、ちょっと、勉強をしましょうという形で、力を入れていた年だったので、全員が共通理解をして、一人ひとりの子どものことも、他の先生も対応してくれたり、障がいの特性も学びながら、みんなが協力しあって、わかっているなかで対応できたっていうのは、すごく心強かったですし、有難く思いました。」：関ひろ子保育士の発言「障がい児保育の学びを生かして」【証言編 宮城県2 関上保育所】DVD『3.11 その時、保育園は一いのちをまもる いのちをつなぐ』所収、岩波映像

- (10) 「巨大津波襲来」の情報もない中で、なぜ、最悪の時を想定して準備した防災マニュアルのなかの津波災害時用の避難を遅滞なく指示できたのか。佐竹は振り返るうちに、1994年9月22日の豪雨災害時の所長（当時）の的確な意思決定と指示に思い当たった。当時、佐竹は名取市名取が丘保育所の主任保育士であった。当日、所長は雨の降り始めからラジオで情報収集を続け、昼過ぎに、佐竹に「保護者に急いでお迎えに来てくれるように連絡する」ことを指示した。それから保育所に1台しかない外線電話から佐竹一人で86世帯の保護者に電話連絡を行い、16時過ぎに全児童の退所が完了し、所長と主任保育士以外の職員を退勤させたのちに、道路は冠水して通行不能となった。所長の判断の内容と時機が適切であったお蔭で、児童の一人ひとりに無理のない、保護者にも職員にも危険のない状態を災害時にも保障し得ることを、佐竹は身をもって学習したのである。

How does a Nursery Teacher Deal with Disaster? :
A Case Study of Refugees from the 3.11 Tsunami in the Yuriage Nursery
in Natori-shi, Miyagi

Kaoru TAZAWA, Etsuko SATAKE

Abstract

The Yuriage Natori-shi nursery was hit on March 11, 2011 by the tsunami of the Great East Japan Earthquake. But all the people in the nursery, both infants and nursery teachers, were able to find refuge from the tsunami and be safe. At the Yuriage nursery school, before the great earthquake, nursery teachers reexamined the safety manual for what to do in the case of a tsunami, and as a result completely changed the evacuation route, evacuation sites, means of escape, etc. Nursery teachers also took into consideration what kinds of refuge were available, what shelters there were, and the consequences of leaving the nursery for another site. This paper explores the process of decision-making undertaken by the nursery teachers at every step as an exemplary model for other nurseries also threatened by tsunamis.

Key words: nursery, nursery teacher, the Great East Japan Earthquake, tsunami, Yuriage nursery